

施 設 の 管 理 方 法 に つ い て

許可を受けた後は、静岡県温泉飲用許可施設管理基準に従い、下記のとおり申請温泉飲用施設を管理し、必要な点検、検査をいたします。

1 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の管理

- (1) 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の施設・設備は、許可を受けた状態又は施設・設備等改善届により御承認を得た状態を維持し、周辺環境から汚染されることのないよう努めます。
- (2) 施設・設備の運転にあたっては、
 - ① 常に管内圧を陽圧に保つ
 - ② 断続的引湯や工事等で停止していた引湯を再開したときは、初めの部分を十分捨て湯するなど汚染防止に努めます。

2 飲泉所の管理

- (1) 飲泉所は、その旨を表示するとともに、御承認を得た飲用許容量その他飲用上の注意事項を掲示します。
- (2) 飲泉所の施設・設備は、許可を受けた状態又は施設・設備等改善届により御承認を得た状態を維持し、常に衛生的に管理します。また、飲泉コップは清潔なものを用います。
- (3) (屋外) 飲泉所は、(供用時間を〇〇時から〇〇時までとし、その間、温泉水を常時流出させておきます。

3 定期検査等

- (1) 施設・設備の点検及び細菌検査は、別添点検表又は管理基準の定めるところにより、毎年 1 回以上（温泉供給設備については、〇〇月以内に 1 度）行います。
- (2) 管理基準に定める化学成分検査は、10 年に 1 度行います。
- (3) 温泉水の濃度（又は温度）を調節するための希釈水は、毎年 1 回以上、水質検査を実施します。
- (4) 泉質に変化をきたすような地殻の変動等があった時又は御指示のあった時は、以上の点検・検査を、臨時に、速やかに行います。

4 施設・設備の改善等

- (1) 点検・検査等により施設・設備の改善が必要と認められる場合は、直ちに改善するとともに、飲用開始前に再度管理基準の定めるところにより、細菌検査を行います。
- (2) 衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行ったときは、飲用開始前に管理基準の定めるところにより細菌検査を行います。

5 記録の届出及び保存

- (1) 点検・検査及び施設・設備の改善等を行ったときは、管理基準の定めるところにより、速やかにお届けします。
- (2) 点検・検査の記録は、施設・設備の点検、細菌検査及び希釈水の水質検査については 2 年以上、化学成分検査については 20 年以上保存します。また、施設・設備等の改善の記録は、許可申請書等と共に改善した部分が存する限り保存します。